# 山形市上下水道部営繕工事週休２日確保工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形市上下水道部総務課が発注する営繕工事の工事現場において、週休２日確保工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　週休２日確保工事

本要領に基づき週休２日の確保に取り組む工事をいう。

⑵　週休２日

ア　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

⑶　対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑷　４週８休以上

ア　月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として、土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ　通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が２８．５％（８日/２８日）以上の水準に達する状態をいう。

⑸　現場閉所

巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑹　現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

⑺　現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

⑻　発注者指定型

発注者が週休２日の確保に取り組むことを指定する発注形式をいう。

⑼　受注者希望型

受注者が週休２日の確保に取り組むことを選択する発注形式をいう。

（対象工事）

第３条　週休２日確保工事の対象となる工事は、山形市上下水道部総務課が発注する全ての工事とする。ただし、災害復旧事業による応急工事は週休２日工事の対象としない。

（発注形式）

第４条　発注者は、発注者指定型による月単位の週休２日確保工事で発注することを原則とするが、改修工事等で施設運営の都合上、一定期間に集中的に施工することを要する工事は、発注者指定型による通期の週休２日確保工事とすることができる。

２　発注者は、現場条件等から、第６条第１項による適正な工期の確保が困難な場合は、受注者希望型で発注することができる。受注者希望型の場合、月単位の週休２日と通期の週休２日のいずれかを採用するかは、受注者が選択することができる。

３　一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の発注形式を選択する。

（発注者指定による週休２日確保工事の取扱い等）

第５条　発注者指定型による週休２日確保工事は、次の各項のとおり取り扱う。

２　発注者は、４週８休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

３　発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による週休２日確保工事である旨を記載し、月単位の週休２日又は通期の週休２日のいずれかによるものか明示する。

４　受注者は、週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできない。

５　受注者は、当初予定していた現場閉所（現場休息）日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は現場閉所（現場休息）日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

６　現場閉所（現場休息）の実施が、発注者が指定した月単位又は通期の４週８休に満たない場合、現場閉所（現場休息）状況に応じて労務費の補正を減じて積算した工事費により減額変更を行う。

７　発注者は、現場閉所（現場休息）状況に応じて、工事成績評定において評価する。

（受注者希望型による週休２日確保工事の取扱い等）

第５条の２　受注者希望型による週休２日確保工事は、次の各項のとおり取り扱う。

２　発注者は、週休２日確保工事の係る労務費の補正を行わず工事費を積算して、予定価格を作成する。

３　発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による週休２日確保工事である旨を記載する。

４　受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休２日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。

５　受注者は、週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできない。

６　受注者は、当初予定していた現場閉所（現場休息）日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は現場閉所（現場休息）日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

７　４週８休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合、現場閉所（現場休息）の実施状況に応じて労務費を補正し積算した工事費により増額変更を行う。

８　発注者は、現場閉所（現場休息）状況に応じて、工事成績評定において評価する。

（適正な工期の確保）

第６条　発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工事のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。この場合において、新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考として活用する。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第７条　発注者は、⑴ア及び⑴イにより現場閉所（現場休息）状況等を確認する。

⑴　現場閉所（現場休息）の確認方法

ア　工事着手前

　（ア）　監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、月単位の週休２日又は通期の週休２日が確保されていることを確認する。

（イ）　「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

（ウ）　分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

イ　工事着手後

　（ア）　監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した｢実施工程表｣等を受注者から受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

（イ）　監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

（ウ）　受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表｣等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

⑵　その他留意事項

ア　現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ　監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

ウ　監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ　工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

オ　監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（その他）

第８条　工事費の積算については、別紙１に基づくものとする。

２　工事成績評定については、別紙２に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第９条　受注者は、週休２日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。